

平成 25 年 10 月 2 日



「消費税転嫁対策室」を設置しました

～消費税転嫁に係る取引上のお悩み相談をお受けします～

平成26年4月1日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。このため、経済産業省は、本日付で「消費税転嫁対策室」を設置し、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等に関し、お電話で、または直接お会いして御相談いただける体制を整備しました。

御相談いただいた方の秘密は厳守しますので、御遠慮なく御相談下さい。

1. 平成 26 年 4 月 1 日に予定される消費税率の引上げに際し、消費税を円滑かつ適正に転嫁できるかどうかは、事業を行う方々にとって最大の懸念事項の一つです。消費税の転嫁を拒否する等の行為は、消費税転嫁対策特別措置法に基づき禁止されています。
2. このため、経済産業省は、消費税の転嫁対策に万全を期すことを目的として、本日付で省内及び各経済産業局等に「消費税転嫁対策室」を設置し、各室合わせて過去に例のない 500 名近くもの転嫁対策調査官の配置をしました。転嫁対策調査官は、書面調査等も活用しながら、消費税転嫁に悩む全国の事業者の皆様の声を拾い上げ、厳正に取締りを行ってまいります。
3. 消費税転嫁対策室では、消費税の転嫁に係る取引上のお悩み等について、お電話で、または直接お会いして御相談をお受けします。御相談いただいた方の秘密は厳守しますので、お近くの消費税転嫁対策室まで、遠慮なく御相談下さい。各室の連絡先は別紙のとおりです。

(参考)消費税の転嫁とは・・・

消費税は製造、卸、小売りなどの各取引段階で課税され、最終的には消費者が負担するものであり、各取引段階を通じて消費税を消費者が負担することを「消費税の転嫁」といいます。この価格の転嫁が円滑かつ適正に行われることが必要です。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 事業環境部 取引課長 桜町
担当者:前田

電 話 :03-3501-1511(内線 5291～7)
03-3501-1669(直通)

経済産業政策局 競争環境整備室長 土橋
担当者:西田

電 話 :03-3501-1511(内線 2625～7)
03-3501-1550(直通)

消費税転嫁対策室連絡先(経済産業省及び各地方経済産業局等)

経済産業省 消費税転嫁対策室	東京都千代田区霞が関1丁目3番1号 【経済産業省所管業種相談窓口】電話:03-3501-5683 【中小企業庁相談窓口】電話:03-3501-1502 03-3501-1503
北海道経済産業局 消費税転嫁対策室	北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎内 電話:011-728-4361
東北経済産業局 消費税転嫁対策室	宮城県仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎内 電話:022-217-0411
関東経済産業局 消費税転嫁対策室	埼玉県さいたま市北区植竹町1丁目155番1号 電話:048-783-3570
	埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館内 電話:048-600-0288
中部経済産業局 消費税転嫁対策室	愛知県名古屋市中村区名駅南4丁目1番22号 旧名古屋税関中出張所内 電話:052-589-0170
近畿経済産業局 消費税転嫁対策室	大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館内 電話:06-6966-6038
中国経済産業局 消費税転嫁対策室	広島県広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館内 電話:082-205-5337
四国経済産業局 消費税転嫁対策室	香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎内 電話:087-811-8564
九州経済産業局 消費税転嫁対策室	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎内 電話:092-482-5590
沖縄総合事務局 経済産業部 消費税転嫁対策室	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎内 電話:098-866-0035

メールでのご相談アドレス：chusho-tenkataisaku@meti.go.jp

下請かけこみ寺・消費税転嫁対策相談専用フリーダイヤル：0120-300-217